

◎移植に用いる造血幹細胞の適切な提

供の推進に関する法律

(平成二四年九月二日法律第九〇号(参))

一、提案理由(平成二四年八月二九日・参議院本会議)

○小林正夫君

……(略)……

次に、移植に用いる造血幹細胞の適切な推進に関する法律案につきまして、厚生労働委員会を代表して、その提案の趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

骨髓移植、臍帯血移植などの造血幹細胞移植については、高齢化に伴いニーズの増加が予想されることから、造血幹細胞の提供の促進を図ることが必要です。また、骨髓バンク及び臍帯血バンクの業務は患者やドナーの健康にかかわるものであることから、適切な業務を担保するための規制が必要であり、さらには、法整備によってこれらバンクの財政運営の安定を図ることと造血幹細胞の安定的提供を図っていくことが求められております。

移植に用いる造血幹細胞の適切な推進に関する法律

かかる現状に鑑み、本法律案は、造血幹細胞の適切な提供の推進に関し、基本理念、施策の基本となる事項、必要な規制及び助成等について定めるものであります。これにより、移植を希望する患者の方々にとって病気の種類や病状に合った最適な移植が行われるとともに、生活の質の改善が図られることが期待されております。

以下、本法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、基本理念として、移植に用いる造血幹細胞の提供の促進が図られなければならないこと等を定めております。

第二に、国、地方公共団体等の責務として、造血幹細胞の適切な提供の推進に関する施策の実施等を定めております。

第三に、厚生労働大臣による基本方針の策定及び国等が講ずべき施策について定めております。

第四に、造血幹細胞提供関係事業を許可制とし、必要な義務を課すとともに、国による補助の規定を設けることとしております。

第五に、造血幹細胞提供支援機関を全国に一つ指定することとしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。また、施行後三年を経過し必要があるときは、検討が加

移植に用いる造血幹細胞の適切な推進に関する法律

三五二

えられ、必要な措置が講ぜられるものとしております。

以上が、この法律案の提案の趣旨及び内容の概要であります。

なお、本法律案は厚生労働委員会において全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決定したものであります。何とぞ速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。以上、御報告申し上げます。

するものです。本案は、参議院提出に係るもので、去る八月二十九日本委員会に付託され、昨日、参議院厚生労働委員長から提案理由の説明を聴取し、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第です。以上、御報告申し上げます。

二、衆議院厚生労働委員長報告(平成二四年九月六日)

○池田元久君 ただいま議題となりました各案について申し上げます。

(注) 参議院においては、委員会の審査は省略された。

次に、移植に用いる造血幹細胞の適切な推進に関する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、移植に用いる造血幹細胞の適切な推進を図り、もって造血幹細胞移植の円滑かつ適正な実施に資するため、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、施策の基本となる事項について定めるとともに、骨髓・末梢血幹細胞提供あせん事業及び臍帯血供給事業について必要な規制及び助成を行おうと